

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 3 5 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 63 年野田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 選挙長の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「12,800 円」を「14,500 円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300 円」を「12,800 円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800 円」を「12,200 円」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「10,900 円」を「12,400 円」に、「5,450 円」を「6,200 円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600 円」を「10,900 円」に、「4,800 円」を「5,450 円」に改め、同表不在者投票に係る投票立会人の項中「10,900 円」を「12,400 円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900 円」を「10,100 円」に改める。

(野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 5 年野田市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁

償に関する条例別表第1 選挙長の項から選挙立会人の項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される公職選挙法（昭和25 年法律第100 号）の適用を受ける選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95 条の規定による投票及び野田市住民投票条例（平成23 年野田市条例第18 号）に基づく住民投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された公職選挙法の適用を受ける選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95 条の規定による投票及び野田市住民投票条例に基づく住民投票については、なお従前の例による。

- 3 第2 条の規定による改正後の野田市議会議員及び野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される野田市議会議員及び野田市長の選挙（以下「選挙」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。